

①「所得証明書」②「公的年金受給情報」③「同居情報」は健康保険法及び番号法に基づき、健康保険組合にて取得いたしますので添付は不要です。
 なお情報連携にて①～③の情報が取得できなかった場合は**必要書類の提出を依頼します**ので予めご了承ください。
※下記に記載の添付書類に関しては添付をお願いします。

全対象者 共通	自営業	収入金額に関わらず令和4年分の確定申告書写(控除金額によっては内容を確認するため青色申告書写もしくは白色申告書写等も必要)を添付してください。	
	別居(単身赴任、学生等除く)	送金を証明するものを添付してください(3か月分)。 金額は生計維持に必要な金額かつ、被扶養者の収入以上の金額が必要です。	
配偶者 ・ 子 (学生含む)	所得証明書収入金額 令和5年度(令和4年分) 120万円未満 (60歳以上は170万円)	添付不要	
	所得証明書収入金額 令和5年度(令和4年分) 120万円以上 (60歳以上は170万円)	現在の収入を証明するもの ●給与明細のコピー(直近3か月分) ●最新の個人年金支払通知書等 ※退職者の場合は〇年〇月退職と記入してください。	超過又は超過見込の方は一時的な収入の増加を証明するもの もしくはワクチン接種業務収入申立書を添付してください。 (昨年提出済の方はその旨を記入してください。)
父母・祖父母 兄弟・姉妹	上記【配偶者】の基準に準じ添付書類をご用意ください。ただし、父母等は住民票必須です。 ●世帯全員の続柄記載の住民票のコピー 世帯分離、別居等により同一世帯でない場合は双方の世帯全員の住民票のコピーを添付してください。 配偶者と被扶養者以外で同居者がいる場合はその方の所得証明書を添付してください。		

【根拠条文】

- 健康保険法施行規則第五十条第一項
保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。
- 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。
- 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。
- (番号法)第十四条第二項
個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。

